

令和 6 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

岩 洞 発 電 所	114,067,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	101,370,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,482,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,504,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,596,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	36,429,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	10,875,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,425,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	5,676,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	10,916,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	230,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	565,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	11,921,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,514,000 キロワットアワー
高 森 高 原 風 力 発 電 所	51,610,000 キロワットアワー
築 川 発 電 所	10,470,000 キロワットアワー

計

490,650,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電 気 事 業 収 益	9,739,233 千円
第1項 営 業 収 益	8,132,423 千円
第2項 附 帯 事 業 収 益	1,414,396 千円
第3項 財 務 収 益	85,427 千円
第4項 事 業 外 収 益	106,987 千円

支 出

第1款 電 気 事 業 費 用	9,408,354 千円
第1項 営 業 費 用	7,940,998 千円
第2項 附 帯 事 業 費 用	1,234,823 千円
第3項 財 務 費 用	11,774 千円
第4項 事 業 外 費 用	215,759 千円
第5項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入 200,000 千円及び投資 1,000,000 千円を除く。）に対し不足する額 3,362,957 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,595,419 千円、減債積立金 446,795 千円、建設改良積立金 349,372 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 28,409 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 748,591 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 194,371 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	250,523 千円
第1項 負 担 金	50,523 千円
第2項 投 資 償 還 収 入	200,000 千円

支 出		
第1款	資 本 的 支 出	4,413,480 千円
第1項	改 良 費	2,184,685 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	446,795 千円
第3項	投 資	1,000,000 千円
第4項	繰 出 金	777,000 千円
第5項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
胆沢第二発電所発電所建屋改修工事	令和6年度から令和8年度まで	350,000 千円
仙人発電所1・2号水車用超音波流量計更新工事	令和6年度から令和7年度まで	39,000 千円
四十四田発電所水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事	令和6年度から令和8年度まで	2,966,000 千円
御所発電所1・2号水車発電機分解点検補修他工事	令和6年度から令和10年度まで	3,450,000 千円
施設総合管理所集中監視制御システム更新工事	令和6年度から令和9年度まで	1,515,000 千円
松川発電所焼切川取水堰堤補修工事	令和6年度から令和7年度まで	91,000 千円
胆沢第三発電所水車発電機分解点検補修他工事	令和6年度から令和8年度まで	534,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,228,220 千円

(2) 交 際 費 264 千円

令和6年2月14日提出

岩手県知事 達 増 拓 也